

○小牧市都市公園条例

昭和50年3月31日

条例第21号

改正 昭和51年6月30日条例第31号

昭和52年3月31日条例第21号

昭和59年12月25日条例第34号

昭和60年12月25日条例第41号

昭和62年6月24日条例第29号

昭和63年3月30日条例第15号

昭和63年12月23日条例第27号

平成元年3月30日条例第10号

平成4年3月31日条例第17号

平成5年6月30日条例第17号

平成8年6月24日条例第19号

平成9年3月28日条例第4号

平成9年10月3日条例第22号

平成12年3月29日条例第4号

平成12年9月29日条例第37号

平成14年12月25日条例第29号

平成16年12月24日条例第23号

平成17年12月27日条例第50号

平成22年12月27日条例第37号

平成23年3月31日条例第3号

平成25年3月27日条例第15号

平成25年12月27日条例第32号

平成27年12月25日条例第51号

平成28年3月25日条例第19号

平成28年12月27日条例第45号

平成29年10月3日条例第34号

平成30年3月28日条例第16号

令和元年6月28日条例第20号

令和元年12月25日条例第56号

令和5年9月20日条例第22号

令和5年9月20日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において「有料公園施設」とは、使用料を徴収して利用させる公園施設をいう。

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第1条の3 法第3条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(2) 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれの特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

ウ 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とす

る都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

エ 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(3) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 6 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 7 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(都市公園の管理)

第1条の5 市長は、都市公園の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(行為の制限)

第2条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、小牧市スポーツ公園に設置する有料公園施設（以下「小牧市スポーツ公園運動施設」という。）の利用に伴う行為については、この限りでない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他の催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 規則で定める公園施設内に広告物を掲出すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長等に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長等に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長等は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長等は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(許可の特例)

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係る行為については、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (8) 他の利用者に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。

(公園施設の利用)

第5条 別表第1に掲げる公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 第2条第5項の規定は、前項の許可について準用する。

(有料公園施設)

第5条の2 有料公園施設は、別表第2のとおりとする。

2 有料公園施設（小牧市スポーツ公園運動施設を除く。）を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 この条例に定めるもののほか、小牧市スポーツ公園運動施設の管理について必要な事項は、別に条例で定める。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又は利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとする場合

- ア 公園施設の種類
- イ 設置の目的
- ウ 設置の期間
- エ 設置の場所
- オ 公園施設の構造
- カ 公園施設の管理の方法
- キ 工事实施の方法
- ク 工事の着手及び完了の時期
- ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとする場合

- ア 公園施設の名称及び場所
- イ 管理の目的
- ウ 管理の期間
- エ 管理の方法

オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合

ア 公園施設の名称及び場所

イ 変更事項

ウ 変更理由

エ その他市長の指示する事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 占用物件の管理の方法

(2) 工事実施の方法

(3) 工事の着手及び完了の時期

(4) 都市公園の復旧方法

(5) その他市長の指示する事項

(許可を要しない軽易な変更)

第7条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の模様替で、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(設計書等)

第8条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第8条の2 次の各号に掲げる許可（第3項において「許可」という。）を受けた者は、当該各号に掲げる許可の区分に応じ、年度ごとに、当該各号に定める額（その額が100円に満たないときは、100円）の使用料を納付しなければならない。

(1) 法第5条第1項の許可（公園施設の設置に係るものに限る。）又は

法第6条第1項若しくは第3項の許可 別表第3に定めるところにより算出した額。ただし、当該許可の期間が1月未満の場合は、同表に定めるところにより算出した額に1.1を乗じて得た額

(2) 法第5条第1項の許可（公園施設の管理に係るものに限る。）又は第2条第1項若しくは第3項の許可 別表第3に定めるところにより算出した額に1.1を乗じて得た額

2 有料公園施設（小牧市スポーツ公園運動施設を除く。）を利用しようとする者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。

3 第1項の使用料は許可に係る当該施設若しくは物件の設置又は施設の利用（以下この条において「行為」という。）の開始日までに、前項の使用料は利用の許可の申請の際に徴収する。ただし、行為の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、当該年度分を当該年度の4月30日（この日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その直後の日曜日等でない日）までに徴収する。

4 市長は、国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において都市公園を公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合その他特別の理由があると認める場合においては、使用料を減免することができる。

5 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、還付することができる。

（監督処分）

第9条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてなした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園より退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管したときの公示)

第9条の2 法第27条第5項の規定による公示は、小牧市公告式条例(昭和30年小牧市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(届出)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長(第5号に該当する場合は、市長等)に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置若しくは都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第10条の2 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

第10条の3 指定管理者の指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる基準に従い、適当と認められる団体を選定するものとする。

(1) 利用者の平等な利用を確保するとともにサービスの向上を図ることができること。

(2) 事業計画書の内容が、都市公園の適切な維持管理を図るものであるとともに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(4) その他都市公園の設置の目的を達成するために十分な能力を有していること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第10条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第2条第1項又は第3項の許可に関する業務

(2) 維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関し市長が必要と認める業務

(管理の基準)

第10条の5 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従って都市公園の管理を行わなければならない。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第2条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第4条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) 第9条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

第13条 法第5条の11の規定により市長に代わつてその権限を行う者は、前条の規定の適用については市長とみなす。

附 則

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に権原に基づいて都市公園において第3条第1項各号に掲げる行為をしている者は、その権原に基づいてなお当該行為をなすことができるものとされている期間、従前と同様の条件により当該行為をすることについて同条第1項の許可を受けた者とみなす。

附 則 (昭和51年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第21号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年条例第34号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年条例第41号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第29号）

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第15号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第27号）

この条例は、昭和64年2月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第10号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第17号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第8条の2第1項の改正規定及び次項の規定は同年6月1日から、附則第3項の規定は公布の日から施行する。
- 2 平成4年6月1日前に公園施設の設置又は物件の設置について許可を受けた者の当該設置（同年6月29日までの期間に係る公園施設の設置又は物件の設置に限る。）に係る使用料の額については、改正後の小牧市都市公園条例（以下「新条例」という。）第8条の2第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成4年6月1日前に公園施設の管理又は公園施設の利用（同日以後の期間に係る公園施設の管理又は公園施設の利用に限る。）について許可を受けた者からは、改正前の小牧市都市公園条例第8条の2第1項の規定にかかわらず、同日前においても当該管理又は利用に係る新条例第8条の2第1項第2号に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成5年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第19号）

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(小牧市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

8 施行日前に公園施設の設置又は物件の設置について許可を受けた者の当該設置（平成 9 年 4 月 29 日までの期間に係る公園施設の設置又は物件の設置に限る。）に係る使用料の額については、第 17 条の規定による改正後の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 施行日前に公園施設の管理又は公園施設の利用（施行日以後の期間に係る公園施設の管理又は公園施設の利用に限る。）について許可を受けた者からは、第 17 条の規定による改正前の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、施行日前においても当該管理又は利用に係る改正後の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 第 1 項第 2 号に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成 9 年条例第 22 号）

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 10 年 4 月 1 日前に都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 2 項若しくは第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は改正前の小牧市都市公園条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可を受けたことにより都市公園を使用していた者が同日以後において引き続き同一の使用物件により当該都市公園を使用する場合の当該使用物件に係る平成 10 年度以後の各年度の使用料の額は、改正後の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 第 1 項及び別表第 2 の規定により算出した当該使用物件に係る平成 10 年度以後の各年度の使用料の額が当該使用物件に係る平成 9 年度の使用料の額（当該使用物件に係る平成 10 年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間と当該使用物件に係る平成 9 年度の使用の期間が異なる場合にあっては、当該使用物件に係る平成 10 年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間を当該使用物件に係る平成 9 年度の使用の期間として旧条例第 8 条の 2 第 1 項及び別表第 2 の規定により算出した当該使用物件に係る使用料の額）に平成 9 年 4

月1日から平成10年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.1のべき乗を乗じて得た額（以下「調整使用料額」という。）を超える場合は、調整使用料額とする。

附 則（平成12年条例第4号）

- 1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第37号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項にただし書を加える改正規定及び次に掲げる改正規定のうち小牧市スポーツ公園に係る部分は、小牧市スポーツ公園運動施設の管理に関する条例（平成12年小牧市条例第38号）の施行の日から施行する。

- (1) 第5条の次に1条を加える改正規定
- (2) 第8条の2第1項の次に1項を加える改正規定
- (3) 別表第1の次に1表を加える改正規定

附 則（平成14年条例第29号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第23号）

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律第109号）の施行の日から施行する。

附 則（平成17年条例第50号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第37号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第32号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(小牧市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日前に公園施設の設置又は物件の設置について許可を受けた者の当該設置（施行日前から平成 26 年 4 月 29 日までの期間に係る公園施設の設置又は物件の設置に限る。）に係る使用料の額については、第 8 条の規定による改正後の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 第 1 項第 1 号ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 施行日前に施行日以後の日を始期とする期間に係る公園施設の管理又は公園施設の利用について許可を受けた者からは、第 8 条の規定による改正前の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、施行日前においても当該管理又は利用に係る改正後の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 第 1 項第 2 号に定める額の使用料を徴収することができる。

8 施行日前に施行日以後の日を利用期間に含む定期利用券を発行する場合の使用料の額については、第 8 条の規定による改正前の小牧市都市公園条例別表第 4 に規定する額を適用する。

附 則（平成 27 年条例第 51 号）

この条例は、公布の日から起算して 7 日を経過した日から施行する。ただし、第 4 条第 5 号及び第 7 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 19 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 45 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第 4 条ただし書の改正規定、第 2 条中第 8 条の 2 第 3 項ただし書の改正規定、第 3 条中第 9 条第 1 項ただし書の改正規定並びに第 4 条中別表（1）の表の改正規定、別表（2）の表工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設又は土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場の設置の項及びその他の土地の占用の項の改正規定並びに別表備考第 5 号の改正規定は、公布の日

から施行する。

附 則（平成29年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第16号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第20号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（小牧市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

7 施行日前に公園施設の設置又は物件の設置について許可を受けた者の当該設置（施行日前から令和元年10月30日までの期間に係る公園施設の設置又は物件の設置に限る。）に係る使用料の額については、第9条の規定による改正後の小牧市都市公園条例第8条の2第1項第1号ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 施行日前に施行日以後の日を始期とする期間に係る公園施設の管理又は公園施設の利用について許可を受けた者からは、第9条の規定による改正前の小牧市都市公園条例第8条の2第1項第2号の規定にかかわらず、施行日前においても当該管理又は利用に係る第9条の規定による改正後の小牧市都市公園条例第8条の2第1項第2号に定める額の使用料を徴収することができる。

9 第9条の規定による改正後の小牧市都市公園条例別表第4の規定は、施行日以後に徴収する使用料から適用し、施行日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第56号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（小牧市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日前に都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定により許可を受けたこ

とにより都市公園を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該都市公園を占有する場合の当該占有物件に係る令和2年度以後の各年度の使用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合につき、当該占有物件に係る令和元年度の使用料の額（当該占有物件に係る令和2年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間と当該占有物件に係る令和元年度の占有の期間が異なる場合にあっては、当該占有物件に係る令和2年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間を当該占有物件に係る令和元年度の占有の期間として改正前の小牧市都市公園条例第8条の2及び別表第3の規定により算出した当該占有物件に係る使用料の額）に平成31年4月1日から令和2年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額（以下この項において「調整使用料額」という。）とする。

(1) ガス事業法第2条第12項に規定するガス事業者、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者 改正後の小牧市都市公園条例第8条の2及び別表第3の規定により算出した当該占有物件に係る令和2年度以後の各年度の使用料の額（次号において「新使用料額」という。）を当該占有者の事業所ごとに合計した額が調整使用料額を当該占有者の事業所ごとに合計した額を超える場合

(2) その他の者 新使用料額が調整使用料額を超える場合

附 則（令和5年条例第22号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（小牧市都市公園条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 第2条、第4条及び第5条の規定による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収する使用料から適用し、施行日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年条例第28号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の小牧市都市公園条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する使用料から適用し、同日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

名称	公園施設
間々公園	野球場
桃花台第2公園	野球場
桃花台第3公園	野球場
一色ふれあい公園	野球場
桃花台第4公園	野球場
織田井戸公園	野球場
市之久田中央公園	野球場
桃花台第1公園	野球場
桃花台中央公園	テニスコート
城見公園	野球場
小針公園	野球場

別表第2（第5条の2関係）

名称	有料公園施設
市民四季の森	ディスクゴルフ場
	パークゴルフ場
小牧市スポーツ公園	総合体育館
	サッカーグラウンド

別表第3（第8条の2関係）

使用区分		単位	金額（単位円）
公園施設を設ける 場合	法第5条の2第1 項に規定する公募 対象公園施設	使用面積1平方メ ートル1年につき	当該都市公園 の敷地1平方 メートル当た

		りの適正な評価額に1,000分の3を乗じて得た額に12を乗じて得た額を下回らない額で当該公募により決定した額
その他の公園施設	使用面積1平方メートル1年につき	当該都市公園の敷地1平方メートル当たりの適正な評価額に1,000分の3を乗じて得た額に12を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額)。ただし、入札、公募等を経て許可をする場合は、当該額を下回らない額で当該入札、公募等によ

				り決定した額
公園施設を管理する場合			使用面積1平方メートル1年につき	当該都市公園の敷地1平方メートル当たりの適正な評価額に1,000分の4.5を乗じて得た額に12を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額)
都市公園を占用する場合	電柱、電話柱その他これらに類するもの	第1種電柱	1本1年につき	1,100
		第2種電柱	1本1年につき	1,600
		第3種電柱	1本1年につき	2,200
		第1種電話柱	1本1年につき	940
		第2種電話柱	1本1年につき	1,500
		第3種電話柱	1本1年につき	2,100
		その他の柱類	1本1年につき	94
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,900
	送電塔その他これに類するもの	使用面積1平方メートル1年につき	1,900	
	水管、下水道管、ガス	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	40

管その他 これらに 類するも の	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの	長さ1メートル1 年につき	57
	外径が0.1メート ル以上0.15メー トル未満のもの	長さ1メートル1 年につき	85
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの	長さ1メートル1 年につき	110
	外径が0.2メート ル以上0.3メート ル未満のもの	長さ1メートル1 年につき	170
	外径が0.3メート ル以上0.4メート ル未満のもの	長さ1メートル1 年につき	230
	外径が0.4メート ル以上0.7メート ル未満のもの	長さ1メートル1 年につき	400
	外径が0.7メート ル以上1メートル 未満のもの	長さ1メートル1 年につき	570
	外径が1メートル 以上のもの	長さ1メートル1 年につき	1,100
	標識		1本1年につき
競技会、展示会、博覧会その 他の催しのため設けられる仮 設工作物又は工事用板囲い、		使用面積1平方メ ートル1月につき	230

	足場、詰所その他の工事用施設若しくは土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場		
都市公園 において 行為をす る場合	行商、募金その他これらに類する行為又は業として写真の撮影を行う場合	1日につき	710
	業として映画の撮影を行う場合	1日につき	7,100
	興業を行う場合	使用面積1平方メートル1月につき	260
	競技会、展示会、博覧会その他の催しを行う場合	使用面積1平方メートル1日につき	10
	広告物を掲出する場合	表示面積1平方メートル1月につき	15,000円 以内で市長が定める額

備考

- この表において、「第1種電柱」とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- この表において、「第1種電話柱」とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

- 3 使用面積若しくは表示面積若しくは使用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 4 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が月額で定められている使用物件に係る使用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは日割をもつて計算するものとする。

別表第4（第8条の2関係）

区分			使用料（単位 円）		
			利用券	定期利用券	
				1月	3月
市民四季の森	ディスクゴルフ場	小人	1人1回につき	1,470	3,880
		等	110	0	0
		大人	1人1回につき	2,930	7,860
	パークゴルフ場	小人	1人1回につき	2,930	7,860
		等	220	0	0
		大人	1人1回につき	5,870	15,820

備考

- 1 この表において、「小人等」とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び市内に居住する者で60歳以上のものを、「大人」とは小人等以外の者をいう。
- 2 この表において「1回」とは、18ホールを1周する利用をいう。ただし、1周を満たすことなく中途退場した場合も「1回」とみなす。
- 3 定期利用券は、1月又は3月の間利用回数を制限されることなく

利用できるものとする。ただし、市長が公共の福祉のためやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 4 この表に掲げる有料公園施設については、220円券11枚つづり2,200円及び110円券11枚つづり1,100円の有料公園施設共通回数利用券を発行することができる。